かどのわ

# 町報

第100号

発行所
宮崎県門川町
門川町役場
電話140番

印刷所
宮崎県門川町
工藤印
電話143番

## 町長を囲む懇談会開く

門川小学校六年生男女合せて十九名が、去る四月二十五日午後一時より橋口先生に引率され、社会科勉強の一端として役場を訪ねられ三階会議室に於て門川町の特徴、予算、決算、機構各課の業務内容等町政全般について御茶をすゝり乍らほゝえましい雰囲気の中で町長、総務課長の説明に耳を傾け議会そこのけの質問にほど〳〵感じ入った次第です。

三時まで短いと云へば短く長いと云へば長い時間でしたがその間ほんとうに童心に返り児童の本心に触れたようで、御陰でほんとうに楽しい半日をおくることができ半面児童の社会にとけこんで児童を教育することの難かしさに加へて先生の労苦がつく〴〵身に泌みて感じられました。

今後町内各学校共にこんな機会を得小学校の在学中より町政を知ることは非常に大事な事であり喜ばしい事であり努めてこんな機会を数多く得たいものだと希望致します。

総務課

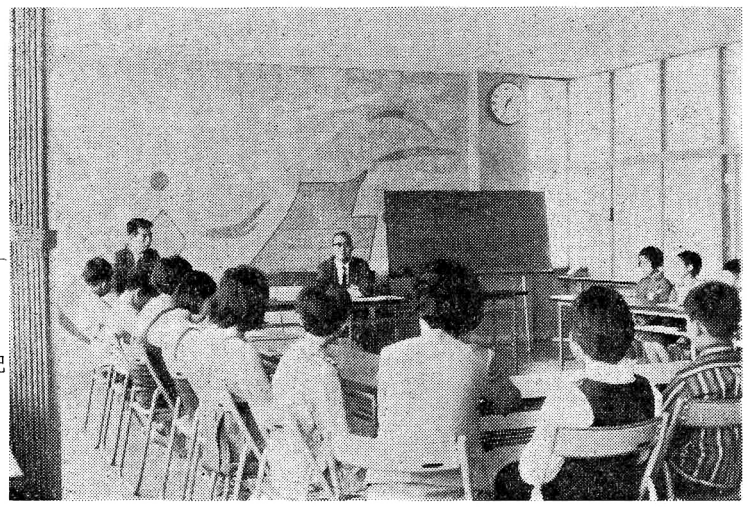

## 電気工事士試験の実施について

電気工事士法第五条の規定により昭和四十四年度電気工事士試験が左記の通り実施されますので希望者は全員受験されますよう御知らせいたします。

記

筆記試験
日時　昭和四十四年七月六日十時～十二時
場所　宮崎市天満町三五　宮崎工業高等学校

試験科目その他細部について御不明の点は役場総務課まで御出で頂ければ詳細について御説明申上げます。

## 新行政区誕生!!

門川町末端行政組織の改編により左記の通り新行政区を設定し、連絡員を委嘱し今後役場との連絡は区長に関係なく凡て行政連絡員を通じ行うことになりましたので趣旨を御理解の上今後の御協力を重ねて御願い申上げます。

記

| 新行政区 | 旧地区 | 行政連絡員 |
|---|---|---|
| 松瀬 | 駒瀬含む | 松川岩雄 |
| 三ケ瀬 | | 松尾賢一 |
| 上井野 | 庭谷含む | 田中豊 |
| 大内原 | | 谷口増美 |
| 小松 | 大池丸口含む | 志田久芳 |
| 小園 | | 小山豊 |
| 城屋敷 | | 安田捨男 |
| 中山 | | 金丸好男 |
| 竹名 | | 吉田泰 |
| 五十鈴 | 土橋・本村 千田ノ木 古川・原山 | 白木巧久 |
| 南町 | | 甲斐猛 |
| 上ノ町 | | 千草義雄 |
| 本町 | | 石川昌安 |
| 東栄町 | 栄町の中央道路東側 中央道路西側 | 福永茂治 |
| 西栄町 | | 金丸要市 |
| 栄ケ丘 | カギ田 | 高橋勝義 |
| 旭町 | | 山口進 |
| 尾末東 | 上ノ山含む | 黒木大八郎 |
| 後向 | | 近藤進 |
| 中尾 | | 吉田峰夫 |
| 下納屋 | | 黒木鶴松 |
| 上納屋一区 | | 小林嘉八 |
| 上納屋二区 | | 粟田房敏 |
| 上納屋三区 | | 黒田敏夫 |
| 中村 | | 坂本文夫 |
| 加草一区 | | 日吉茂一 |
| 加草二区 | | 請関兵八 |
| 加草三区 | | 茶屋田平 |
| 加草四区 | | 山口武夫 |
| 加草五区 | 新浜 | 森敏雄 |
| 庵川西 | | 園田米一 |
| 庵川東 | | 戸高杉芳 |
| 牧山 | | 永田房雄 |
| 谷ノ山 | | 黒木繁 |

## 労災保険の更新手続について

宮崎労働基準局では、労災保険の適用を受ける事業場に対して昭和四十四年度の年度更新手続についてつぎのように呼びかけております。

一、報告書は遅くとも五月十五日迄に提出し保険料を同時に納付すること

二、報告書の作り方は昨年と特に変っていないので「年度更新のあらまし」により作成すること。

三、手続方法等が判らない場合は説明会に出席するか又は所轄の監督署で指導を受けること

宮崎労働基準監督署

## 天の山宅地造成事業予算決る

去る三月定例議会に於て天の山宅地造成事業特別会計歳入歳出予算が左記の通り決定されました。今後の施行が期待されましょう。

天の山宅地造成事業特別会計歳入歳出予算

（単位千円）

（才入）

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| 1. 諸収入 | 2 | 2 | 0 | 0.0 |
| 2. 町債 | 23.470 | 13.900 | 9.570 | 100.0 |
| 合計 | 23.472 | 13.902 | 9.570 | 100.0 |

（才出）

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| 1. 宅地造成費 | 22.500 | 13.788 | 8.712 | 95.9 |
| 2. 公債費 | 972 | 114 | 858 | 4.1 |
| 合計 | 23.472 | 13.902 | 9.570 | 100.0 |

## 行政相談員再任さる

行政相談員として活躍されてまいりました、小林勘次郎さんが三月三十一日を以て任期満了となりましたが今日までの活躍により四月一日付で再度行政相談員として皆様の行政相談に携わることになりましたので凡ての行政に御不満の方は努めて御利用頂きますよう御知らせいたします。

## 水道事業第一次拡張工事予算決定す

（水道事業会計予算）

門川町の水道事業は、昭和三十年に簡易水道として発足し、今日まで本町、上ノ町、栄町、並びに漁村地区の千三百戸に対し給水してまいりました。その間には水源地の移転、古川地区えの供給など、施設の拡大を図り、増加する水の需要にこたえてきましたが、生活の向上とともに水の需要量はますます多くなり、更には、加草庵川地区、宮ケ原地区、城ヤ敷、小園地区など未給水地区えの給水のためには現在の施設では、応じられない状態となりましたので、昭和四十三年度から三ケ年計画で工費一億一千万円を投じ第一次拡張工事に着手いたしました。

**主な工事の内容は**

一、水源池の増設、現在の取水井戸の下流に直径五米の井戸一基を増し連絡する。

二、配水池の新設、現在の愛宕山配水池を廃止し、農業高校南側の山地標高七十米に千二百トンの水槽（既設の六倍）を新設する。

三、配水管の延長、加草、庵川地区をはじめ宮ケ原小園、城ヤ敷など延長一万八千米を埋設する。

以上の施設を行ないますが本年度は、事業費六千五百万円をもって水源、配水池と一部の配水管布設を施工いたします。

この工事が完成しますと、夏季の断水または、水圧低下がなくなり、豊富な水が給水され生活の向上に一段と役立つものと存じます。

また、水圧も高くなり消火栓の効果も更に増すことになるでしょう。

## 町税（個人町県民税（固定資産税））の納期前納入に報奨金交付!

町税の納付につきましては、毎々格別の御協力を願っており感謝申し上げる次第でございます。

既に御承知とは存じますが、町税の納入につきましては、指定の各納期内に納付していただくことをお願い致しておりますが、到来した納期の税金を納入しようとする場合に、併せてその後の納期に係る税金を納入することができます。

その場合、納期前の納付額について左記の前納報奨金の交付がなされます。

以上の前納制度を充分御活用いただき更に納税に御協力下さいますようお願い致します。

（報奨金の交付額）

納期前に納付した税課の一〇〇分の一に納期前に係る月数を乗じて計算した金額

（月数は一月未満の端数は十四日以下を切捨て十五日以上は一月とする）

（例）年額一万円を六月の最初の納期に一度に納入した場合四五〇円となります

註

(1)個人町県民税の場合は普通徴収の方法によって納税されるものに限ります。

(2)納税者の未納にかかる滞納（町税等）がない場合に交付されます。

（税務課）

## 踏切事故の防止についておねがい!!

最近の飛躍的な産業経済の成長に伴って、各種交通機関の増大、進展は、誠にめざましいものがあります

又、これに伴って交通事故も、年毎に増加の一途をたどり、今や最も重大な社会問題となっております。

踏切事故が、全交通事故の中で占める割合は、それ程多くなくても、一度事故が起ると、死傷につながる場合が多く、また事故の規模が大きくなっています。

国鉄では特に、昭和三十六年以来踏切事故防止に努力を重ねてきましたが、単に、国鉄だけで踏切事故を絶無にすることは不可能です。それには、道路管理者道路交通取締者、踏切通行者の方々の一致協力が、あってこそ、実を結ぶものと考えますので、つぎの五つのことがらを実行していただき、悲惨な鉄道事故を防ぐよう、よろしく格段の協力を、皆様にお願いいたします。

一、踏切を渡るときは、必ず一度止って左右をよく見て渡る。

二、狭い踏切を無理して通らず、安全な踏切に廻る

三、踏切で自動車が動けなくなったときは、発えん筒や赤旗などを円形に振って、列車を止める

四、子供達を、線路の近くで遊ばせない。

五、線路は、危険だから通らない。

（註）列車は非常ブレーキをかけても、すぐに止りません。時速八十キロメートルの列車は急ブレーキをかけてから少なくとも、三二〇メートルの距離が必要であります。

## 第二十三回県民体育大会郡代表選手決る

県民の間にスポーツを振興して、その普及発達と、アマチュアスポーツ精神の高揚をはかりあわせて県民の健康を増進し、その生活を明朗にしようと言う主旨の基に行なわれる。

県民体育大会スポーツの祭典は本年も五月二十四日より二十七日までの四日間、宮崎市を中心に延岡市、都城市、西都市の四会場で開催されることになりましたその郡代表として本町からもそれぞれの郡予選を勝抜いてきました左記種目の代表選手が出場しますので町民の皆様の御声援方よろしくお願いします。

**陸上の部**　選手　中城広美

**バレーボールの部**
監督　金丸金重
コーチ　寺原達
主将　黒田和弘
選手　鬼束吉彦
〃　金丸一弘
〃　井川邦人
〃　吉塚陽太郎
〃　吉田強
〃　曽川伝
〃　山下勲
〃　川崎正勝
〃　池田保
〃　池田公一

**野球の部**
監督　宇都宮日出勝
主将　黒木一夫
選手　黒木繁
〃　塩崎勝一
〃　平野義信
〃　岩切啓
〃　松本米美
〃　郡睦彦
〃　吉塚暁二郎
〃　塩崎国隆
〃　中城徹
〃　曽我義則

**ソフトボールの部**
監督　奈須勝士
主将　姫野満輝
選手　姫野義春
〃　出口誠一
〃　奈須繁春
〃　堀川義広
〃　清水満
〃　奈須茂
〃　川崎勝義
〃　黒木恵一
〃　浦川満義
〃　坂本慶次
〃　黒木日出勝
〃　姫野勝一
〃　塩田一夫
〃　横山不二夫
〃　高橋利男

**サッカーの部**
監督　河野実
主将　鎌田英俊
選手　長渡省三
〃　加賀明満
〃　金丸利明
〃　米良信夫
〃　長谷川義明
〃　二宮康彦
〃　松本新義
〃　浜本功
〃　今西志郎
〃　河野松雄

**柔道の部**
監督　内山教彦
選手　松尾継彦
〃　長渡康二
〃　河野正敏

**弓道の部**
選手　桜井克己

**卓球の部**
選手　請関隆雄
〃　請関幸夫
〃　黒木和子
〃　倉橋利代
〃　堀川富美子
以上六十五名

## 寄附御礼

大内原　故右今宇太郎殿
栄町　故酒井英馬殿
城屋敷　故白木タネ殿

右の方々には、薬石効なく永眠されとれ、喪よりご香典返しとして金一の方を封をした社会福祉事業に御寄贈いただきました。

厚くお礼申上げますと共に、故人の御冥福をお祈り申し上げます。

◆中尾、日高キクエ殿は不慮の交通事故にあい、この程病院に入院治療の処、退院中お世話になったお礼と入院中お世話になったお礼として、社会福祉事業に寄贈いただきました。

厚くお礼申上げますと共に御健康をお祈り申し上げます。

尚使途につきましては、その旨に社会福祉事業に、有効に活用させて頂きます。

一金壱万円也　右今主税殿
一金壱万円也　酒井芳子殿
一金壱万円也　白木実殿
一金壱万五千円也　日高キクェ殿

社会福祉法人門川町社会福祉協議会
会長　金丸次蔵

## 経口生ポリオワクチン投与実施について

昭和四十四年度上半期における経口生ポリオワクチン投与を左記日程により実施致します。

記

実施日程表

| | | |
|---|---|---|
| 五月十三日 十三時～十五時 | 上井野西門川地区 | 公民館 |
| 五月十四日 十三時～十五時 | 財部中央公民館 | |
| 五月十五日 十三時～十五時 | 加草、庵川地区 | 浦部地区 公民館 |

## 町内一斉清掃について

いよいよ気候も温暖となり、伝染病の発生しやすい季節に向いますので、町内から伝染病の発生を一掃するため、例年どおり五月一日から五月十五日までの間に、部落毎に一斉清掃を実施することに計画致しましたので、御協力下さるようお願いします。

尚この計画を円滑に、かつ効果的にするため、この期間中に使用する薬剤については、その購入価格の半額を町で補助することにしています。

保険課

## おわび

末端行政の改編その他役場内の異動等により四月号の町広報の発行が遅れ町民の皆様に大変御迷惑をおかけいたしました事を深く御詫び申上げます。

# 歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領について!!

例年皇居に於て行はれています昭和四十五年歌会始のお題については本年一月十日付け官報をもつて告示されていますがこれまでの例によると詠進歌のうちその書式等規定に反するため失格となるものが多数にのぼつているためその防止の一方法として左記の通り**「昭和四十五年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領」**及び**「書式のひな型」**を定められましたので詠進希望者は遺漏のないよう充分御注意下さい。

記

歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

**一、昭和四十五年歌会始のお題は「花」と定められました。**

（注）古来歌では花といえば桜の花をさしましたが、お題の**「花」**は、桜に限らず草木の何の花でも題材として結構です。

**二、詠進歌の詠進要領**

(1)詠進歌は一人一首とし、未発表の歌であること

(2)用紙は、半紙を用い毛筆で自書のこと、ただし海外から詠進する場合は用紙は随意とし毛筆でなくてもさしつかえありません。

(3)盲人、身体障害者等は、点字で詠進し又は半紙に他人が代筆してもさしつかえありませんが、代筆の場合はその理由を書いた別紙を添えること。

(4)書式は半紙を横に二つ折りにして右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名（本名、ふりがなつき）生年月日及び職業（具体的に詳しく）を書くこと

職業の書き方例示

何業、何商、何会社員

何小学校教諭

主婦（夫は何銀行員等）

無職（元船員、又は世帯主の職業等）

(5)注意事項

次の場合には詠進歌は失格します。

(イ)一人で二首以上詠進歌した場合

(ロ)詠進歌がすでに発表された歌と同一又は著しく類似した歌である場合

(ハ)詠進歌を歌会始の行なわれる日以前に新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

(ニ)代筆と認められる場合（(3)の場合を除く）

(ホ)職業を、単に主婦、無職、会社員、公務員、商業等々だけ書いた場合

(6)詠進の期間は、本年九月一日から十月十一日までとし、郵送の場合は、消印が十月十一日までのものを有効とします。

(7)郵便のあて先は「一〇〇東京都千代田区千代田一番一号宮内庁」とし封筒に「詠進歌」と書き添えること

（書式のひな型）

花（漢字まじりでよい）

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

（住所）〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇番地

（氏名）〇〇（ふりがな）〇〇（が）〇〇（な）

（生年月日）〇年〇月〇日生

（職業例示）

〇〇株式会社員

主婦（夫は〇〇銀行員）

無職（元〇〇県〇〇町立〇〇小学校教諭）

# 青少年育成指導強化について

次代をになう青少年問題については、国、県、町共にそれぞれの立場において之が施策なり目標を定めその指導態勢の強化に努めていますが国、県、町のみが一人、声を大にしても町民の皆様の協力なくしてはその効果に期待することは非常に困難であると確信致します。

例へば病気になつた人が病院に行き医師の診断を受けいろいろな注意を聞き薬を貰つて帰ります。帰つた後で注意は守らず薬は飲まないとなるとその病気は治らないでせう。病気を治すには医師と患者が一体となり協力し合つてこそ始めて病気が治るのと同様青少年の育成指導につきましても国、県、町とそれぞれの住民が一体となり協力し合つてこそ効果が期待出来るものと考えられます。

生徒、児童につきましても現在入学したばかりで精神的にも意欲と緊張感で張切つていますが夏休みが近づくにつれて暑さと気の緩みによる種々の事故が発生し易くなりがちです。

それぞれの地区において地区に適応した対策を講じ人の子も吾が子同様に愛の手を差のべ**「自分の子は自分で指導する」**之が理想であり結構な事だとは考へますが仲々実行となると難しいのが現状ではないでしよか此点各御父兄の方の深い理解により人の子も吾が子だと云うみんなの子運動に協力頂きたいものだと考えます。

尚現在下納屋、上納屋両部落に於ては部落の各組織を網羅した育成会的な組織が結成され逐次その効果をあげつつあり今後の活動が期待されています。

各地区においてもこのような組織が出来青少年の育成指導に協力願えるならば明るい町づくり部落づくりもそう難かしい問題ではないと考へます町民の皆様の深い理解と御協力を切に御願い申し上げます。

門川町青少年問題協議会

# みんなでもりあげよう 青少年育成県民運動!!

**一、運動の趣旨と県民会議**

青少年はあすの郷土をきづき、次代の日本をになう原動力であります。

したがつて青少年が心身ともに健やかに、しかもたくましく育つことが社会全体の期待であり、おとなの責任であります。また青少年も次代をになうものとしての誇りと使命感を自覚して自らの向上に努めるべきであります。このことは県民ひとりひとりが充分自覚して家庭、学校、職場、団体地域などのあらゆるところで自発的に日常実践していこうというのがこの運動の趣旨であります。

そしてこの運動の推進母体として青少年育成県民会議が結成され色々な方策を打ち出して来ました。

昭和四十一年から展開されている**「家庭の日」**の運動もそのひとつであります。

**二、「家庭の日」を進めるわけ**

家庭は生活の基盤であり、成長の途上にある青少年の人格の基礎をつくる最初の場であります。明るく健全な家庭づくりは青少年の健全育成に欠くことのできないものであることは今さら説明の要はないと思いますしかしこの明るい家庭づくりや、環境づくりの実現はなかなか容易なことではありません。多くの家庭では忙がしさのあまり家族みんな揃つて話しあうとか楽しみあうことがなかなかできない状態のようです。

そこでせめて月一回を**「家庭の日」**と定め、家族みんなが話しあい、楽しみあい力をあわせて明るい家庭づくりのきつかけをつくり、本来の家庭のもつ正しい役割や機能をよみがえらせようとする願いから**「家庭の日」**が県民運動のひとつとして進められているのです

**三、「家庭の日」にはどんなことをすればよいのか**

**「家庭の日」**には家族みんなで家庭や学校の出来事、そのほか明るい話題をとりあげうちとけて話し合いましよう。そして一家だんらんの行事をもつたり、いつしよに仕事をしたり、それぞれの家庭にふさわしいことを工夫して実行し、家族みんなの心の融和をはかりお互に理解し、協力しあつて楽しい一日をすごしたいものです。一日中家族そろつて過ごすことができないときは、せめて夕食をいつしよにし、食後の団らんのひとときを過ごしてほしいものです。

# 引揚者特別交付金の請求はお済みですか?

引揚者特別交付金の請求をされていない方はいらつしやいませんか。

町住民課厚生係ではただいま受付中です。

引揚者の方々でまだ請求をされていない人は請求用紙が厚生係に準備してありますので早目に手続きをすませて下さい。

早くしないと時効により請求が出来なくなりますのでくれぐれも御注意下さい

尚請求上不明な点及むつかしくてわからない点があれば遠慮なく御相談下さい。

**◎戦没者の叙位叙勲について**

戦没者の叙位叙勲につきましては県と密接なる連絡のもとに一人の未受給者もないよう鋭意努めて来たのでありますが、終戦後相当長い期間に亘るため御遺族の方々の異動転住等で現在の住所が判明せずいまだに発令されていない方が県下該当者の二〇%を占めている現状であります（発令されてより勲章を受領されますまでには数ケ月を要しますすでに従つて新聞等に発表されているのに勲章がこないと云うのはそのためです）

当門川町に於て未だ戦没者の御遺族で勲章等を受領されてない方は住民課厚生係まで御出で頂き御相談下さいますよう御願い申し上げます。

住民課

# ごみ不燃物捨場指定についてお知らせ

ごみ処理につきましては、昨年し尿処理施設と同時時にごみ処理施設を建設し収集については、加草の染田作喜氏へ委託して収集焼却している現状でありますが、御承知のとおりごみには、燃えるものと燃えないものとがありますので、この燃えないごみの処理に棄場所がないため町民の皆さんに御迷惑をおかけしていましたが今後は、この燃えないごみについては、次の場所を指定しましたので、必ずこの場所へ棄てることにして絶対に河川、堤防敷荒地等に棄てないようお願いします。

ごみ不燃物捨場指定地見取図

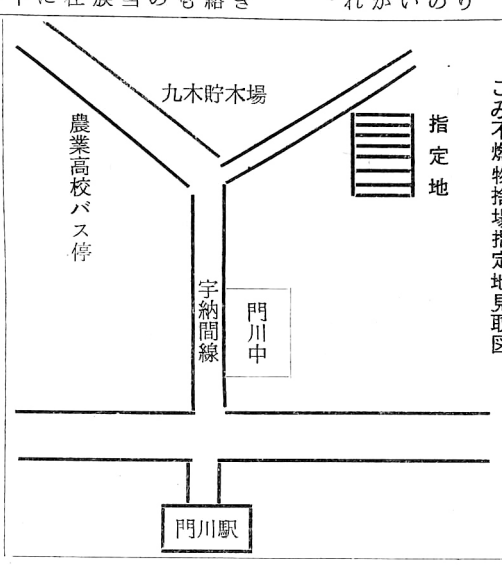


# 共同募金のお礼とおしらせ

昭和四十三年度共同募金運動につきましては、区長さんにお願い致しましたところ各区ともに別表の成績をあげることができましたことは、区長さんのご努力と町民皆様の福祉に対するご理解のたまものと深く感謝致し厚くお礼申し上げます。

県共同募金会より弐拾壱万貳千四拾円の配分金が参りましたので、地域福祉計画に基き当町共同募金委員会の議決を求め左記のように決定し配分致しましたのでお知らせ致します。

一、金　七万五千円　各種団体に配分

一、金　拾参万七千四拾円　福祉事業費

社会福祉法人宮崎県共同募金会門川町分会

会長　金丸次蔀

**昭和43年度共同募金実績表**

| 部落 | 目標額 | 実績額 | % |
|---|---|---|---|
| 松瀬 | 2.625 | 2.680 | 102 |
| 三ケ瀬 | 8.700 | 8.700 | 100 |
| 上井野 | 8.550 | 10.420 | 121.8 |
| 大内原 | 3.600 | 4.355 | 120.9 |
| 小松 | 3.075 | 3.080 | 101 |
| 大丸 | 2.175 | 2.710 | 124.5 |
| 小計 | 28.725 | 31.945 | 111.2 |
| 小園 | 5.400 | 5.700 | 105.5 |
| 中山 | 3.975 | 4.480 | 112.7 |
| 城屋敷 | 6.000 | 6.000 | 100 |
| 土橋 | 4.050 | 4.050 | 100 |
| 千田ノ木 | 2.400 | 3.200 | 133.3 |
| 本村 | 3.375 | 3.400 | 100.7 |
| 古川 | 10.650 | 11.270 | 105.8 |
| 上の町 | 8.550 | 8.550 | 100 |
| 本町 | 16.050 | 17.550 | 109.3 |
| 栄町 | 29.925 | 32.291 | 107.9 |
| 竹名 | 2.400 | 2.400 | 100 |
| 小計 | 92.775 | 98.891 | 106.6 |
| 加草 | 25.050 | 25.050 | 100 |
| 新浜 | 4.875 | 4.875 | 100 |
| 中村 | 7.125 | 7.125 | 100 |
| 小計 | 37.050 | 37.050 | 100 |

| 部落 | 目標額 | 実績額 | % |
|---|---|---|---|
| 庵川西 | 10.875 | 12.108 | 111 |
| 〃東 | 12.675 | 12.730 | 100.6 |
| 牧山 | 3.825 | 4.275 | 111.7 |
| 谷之山 | 1.275 | 1.500 | 117.6 |
| 小計 | 28.650 | 30.685 | 105 |
| 尾末東 | 3.450 | 3.450 | 100 |
| 上之山 | 900 | 1.200 | 133.3 |
| 旭町 | 5.400 | 5.500 | 101.8 |
| 中尾 | 10.050 | 10.050 | 100 |
| 後向 | 5.850 | 5.900 | 100.8 |
| 下納屋 | 12.225 | 12.225 | 100 |
| 上納屋 | 23.025 | 23.025 | 100 |
| 小計 | 60.900 | 61.350 | 100.7 |
| 合計 | 248.100 | 259.921 | 104.8 |

| | |
|---|---|
| 職域募金 | 7.453 |
| 街頭募金 | 15.624 |
| 大口募金 | |
| 山田一雄 | 10.000 |
| 川崎文太郎 | 500 |
| 歳末たすけ合募金 | 13.742 |
| 総合計 | 307.240 |

# 畜犬登録及び狂犬病予防注射実施

毎年行つております畜犬登録、狂犬病予防注射を次の日程により実施致しますので本事業の趣旨をよく理解されて犬を所有されている方は洩なく実施される様お願い致します。

尚、各地において畜犬登録狂犬病予防注射を受けない者に対して**「告発」**という事例がありましたが本町ではその様なことのない様お願い致します。

一、登録手数料　三〇〇円

一、注射料金　二一〇円

一、門標　三〇円

抑留犬返還手数料が改正されました。

(イ)返還手数料一件三〇〇円（新設）

(ロ)飼育管理手数料一日一〇〇円（増額）

※対象部落以外の部落の方でも都合の良い場所で実施されても結構です。

**昭和44年度第1回狂犬病予防注射及び畜犬登録日程表**

| 月 | 日 | 曜 | 場所 | 時間 | 対象部落 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 7 | 水 | 松瀬公民館 | 10.00～11.00 | 松瀬 |
| | | | 上井野 〃 | 12.00～1.00 | 上井野 |
| | | | 三ケ瀬 〃 | 1.30～2.30 | 三ケ瀬 |
| | | | 大内原 〃 | 3.00～3.30 | 大内原 |
| | 8 | 木 | 城ヤ敷 〃 | 9.30～10.30 | 小松・丸口・大池 小園・城ヤ敷 |
| | | | 中山 〃 | 11.00～11.30 | 中山 |
| | | | 中村 〃 | 1.00～1.30 | 中村 |
| | | | 千田ノ木 〃 | 2.00～3.00 | 千田ノ木・土橋 |
| | 9 | 金 | 古川 〃 | 9.30～10.30 | 古川・本村 |
| | | | 本町 〃 | 11.00～12.00 | 本町・上ノ町 |
| | | | 栄町 〃 | 1.00～3.00 | 栄町 |
| | 12 | 月 | 下納屋 〃 | 10.00～11.00 | 浦部地区 |
| | | | 加草 〃 | 1.00～2.00 | 加草・大迫 |
| | | | 庵川西 〃 | 2.30～3.00 | 庵川西 |
| | | | 庵川東 〃 | 3.30～4.00 | 庵川東 牧山・谷ノ山 |

**4月1日現在**

| 世帯数 | 人口 男 | 人口 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 3.670 | 7.119 | 7.824 | 14.943 |